

ID: 332

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用取消しの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第4条(第13条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成元年規則第18号		
【根拠条文】 (使用取消しの申請) 第4条 定期使用の許可を受けた者が使用の取消しをしようとするときは、自転車駐車場定期使用取消申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に提出するものとする。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第13条 条例第15条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条から第6条まで、第9条、第10条及び次条の規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含み、同条第1項第4号を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項(同条の見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条、第10条及び次条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日